二　原子力発電供用施設隣接市町村（当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が十キロメートル以上のもの（以下この条において「遠距離隣接市町村」という。）並びに第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。）及び原子力発電供用施設隣々接市町村（第六号及び第七号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

A、B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

αは、前号イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

Cは、前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

A及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha\times\frac{1}{2}$$

A、B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

三　原子力発電供用施設隣接市町村（遠距離隣接市町村に限り、第四号から第六号までに掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

A、B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

αは、第一号イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

A及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha\times\frac{1}{4}$$

A、B及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

四　原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\beta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

βは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たα（第一号イに定めるところによる。以下同じ。）と当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得たαの三分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、βが当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、βは、そのαとする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\beta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\beta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。